

シリーズ 年金1回目

21世紀へのスタート 新国民年金は 昭和61年4月1日から

年金法が改正され、昭和六十一年四月から、年金制度が大きく変わります。

今回の年金改正の目的は、21世紀にピークを迎える高齢化社会においても、安定した年金制度を運営していくための基盤を確保するためです。

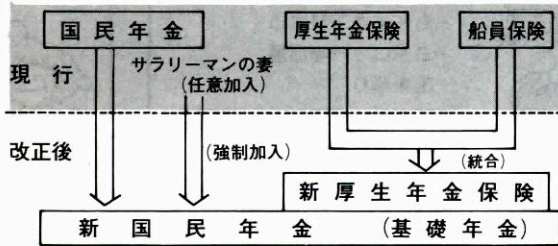
そこで新しい国民年金について、今回からシリーズでお知らせします。

20歳から60歳までの全国民が基礎年金に加入します

新しい国民年金は、すべての国民に共通の年金(基礎年金)を支給する制度になります。

国民年金が、新しい年金制度の土台部分を受持ち、厚生年金保険に加入する人は、「基礎年金に上乗せ」して支給されることとなります。

これに伴い、新しい国民年金では、現在は強制加入となっている農業・漁業・商業などの自営業者のほか、厚生年金保険の加入者と、その妻(配偶者)も強制加入になります。つまり、二十歳から六十歳までの、すべての国民が基礎年金に加入することになるのです。



サラリーマンの奥さんにも必ず国民年金に加入して、基礎年金の支給を受けることができるようになります。これは、長い間の課題であった「婦人の年金権」が保障されることになる訳です。

なお、船員保険の年金部門は、厚生年金に統合されます。昭和六十一年四月一日以前にすでに年金を受けている人(大正十五年四月一日以前に生まれた人)は、新年金制度は適用されません。したがって、給付水準が下がることはありません。

強制加入者と任意加入者

任意加入者

新しい国民年金では、次の人達は、国民年金に加入しなければなりません。

<p>第1号被保険者 農業・漁業・商業・自営業者など日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人</p>	<p>第2号被保険者 厚生年金保険(現在の船員保険も含む)の被保険者(サラリーマン)</p>	<p>第3号被保険者 厚生年金保険の被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の人(サラリーマンの妻)</p>
--	--	--

任意加入者

新しい年金制度では、次の人達は、第1号被保険者として、申出により加入出来ます。

- ◎ 20歳以上60歳未満の人で、学生または、他の年金によって、老齢退職年金を受給している人。
 - ◎ 60歳以上65歳未満で、厚生年金の被保険者でない人。
 - ◎ 外国に居住している20歳以上60歳未満の日本人。
- サラリーマンの妻は保険料を納めなくてもO・Kです
第3号被保険者であるサラ

リーマンの妻の保険料は、夫の保険料に含まれることになり、夫が厚生年金に加入している間は、別に納入する必要はありません。サラリーマンの妻であっても、被扶養配偶者でない場合は、第1号被保険者になります。例えば、主人は会社員で奥さんは自営業などで、相当以上の収入がある場合などがこれに該当します。

なお、現在サラリーマンの奥さんと任意で年金に加入している人は、改正前の納入期間は、改正後に引継がれます。サラリーマンの奥さんは届出が必要です

サラリーマンの奥さんと、現在国民年金に任意加入している人には、10月末に社会保険庁から届出用紙が送付されます。昭和61年1月31日までに市役所国民年金係に提出してください。また、国民年金に加入してない、または、強制加入のままになっている、サラリーマンの奥さんには届出用紙が送付されませんので、国民年金係又は、各支所で届出の手続きをしてください。(11月下旬に各地区ごとに、届出の受付、相談を行います。詳細は各号でお知らせします) 詳細については、国民年金係へ☎(一〇二二二二) (内線 二九四)

老齢・障害・母子福祉年金を受けられるみなさんへ

老齢・障害・母子福祉年金の証書を九月に提出していたのですが、事務処理が完了しましたので、次の日程により証書をお渡しいたします。なお、当日は必ず印鑑(証書の印鑑欄に押し添えるもの)をご持参ください。

【日 程】

月 日	時 間	と ち ろ	対 象 区
10月24日 (木)	9:00~12:00	市役所玄関口ビー	東深川全区
10月25日 (金)	9:30~11:30	上ノ原公会堂	下川西・上ノ原後ケ迫・開作境川・上川西全区
	13:00~14:00	板持三区公会堂	板持全区・河原
	14:30~15:30	殿台公会堂	殿台・大河内小河内
10月28日 (月)	9:30~11:30	通支所	通 全 区
	13:00~15:30	仙崎支所	仙 崎 全 区
10月29日 (火)	9:30~11:30	大谷屋旅館車庫	門前・湯本三ノ瀬
	9:30~11:30	大畑小学校	浜木全区・真木
	13:30~15:30	俵山支所	俵 山 全 区

社会保険のよろず

相談所開設

厚生年金や国民年金など、社会保険全般や、新しい国民年金制度の内容、請求の手續など、いろいろな質問にお答えします。この機会を利用して、お気軽にご相談ください。

- 日 時 11月2日(土) 10:30~15:00
11月3日(日) 9:30~15:00
- 場 所 ふるさとまつり会場
市役所正面玄関前
- 主 催 萩社会保険事務所
萩社会保険委員会
長門市役所

